



[要件3] 高齢者及び見守りネットワークに対する効果的な情報提供

[要件4] 消費生活部門と高齢者福祉部門との緊密な連携

大田区

# 地域包括支援センターと連携した 高齢者の消費者被害防止教育

平成27年度  
東京都消費者教育  
モデル事業

## 取組の概要

### 平成27年度実施

- 区内の地域包括支援センターと連携し、各地域の高齢者を対象とする消費者教育や啓発活動を実施

## 実施内容

### ● 地域包括支援センターとの連携強化

- ・平成27年度東京都消費者教育モデル事業
- ・区内の地域包括支援センター全20箇所を消費者生活センター職員（1名）が訪問し、消費者被害に関する意見・情報交換と消費者被害防止教育の実施を打診
- ・区内16箇所の地域包括支援センターと連携し、全19回の消費者被害防止教育、啓発事業を実施

### ● 消費者教育・啓発活動等の内容

- ① 地域包括支援センター職員や地域の見守り活動を行う者を対象とした啓発活動【2回実施】（都事業：高齢者見守り人材向け出前講座の利用等）
- ② 高齢者を対象とした消費者教育【17回実施】  
（都事業：出前寄席の利用、区所有DVD上映、職員による啓発等）
- ③ 消費者生活センターから高齢者の消費者被害情報の発信  
『消費者情報かわら版』の発行【3回発行】（不定期）
- ④ 消費者生活センターと地域包括支援センターの意見・情報交換【全所と実施】
- ⑤ 連絡・通報体制の強化  
⇒ 地域包括支援センター連絡会（毎月開催、全センター長参加）、高齢者見守りコーディネーター連絡会（隔月開催）に参加。顔の見える関係づくり。

## 実施スケジュール

### 平成27年

- 5月：地域包括支援センターへの事前説明（連絡会出席）
- 6月：地域包括支援センター全20箇所を訪問し事業実施の打診と意見、情報交換  
東京都消費者教育モデル事業として決定
- 7月：地域包括支援センターと連携して消費者教育・啓発事業開始  
（平成27年7月15日～平成28年3月17日）

苦勞した  
点など

- 平成26年度に、地域包括支援センター1箇所と連携して高齢者の消費者被害防止事業を行いました。消費者生活センターの認知度向上などの効果があったため、平成27年度に区内全域に拡大したところ、全20箇所中、予想を上回る16箇所から実施希望がありました。日程が10月に集中してしまい、事前の調整が必要だったと感じています。
- 実施にあたっては、地域包括支援センター主催の介護予防体操教室や一人暮らし高齢者登録更新会との同時開催としました。地域包括支援センターの積極的な協力なしには、日ごろ消費者生活センターとの接点が少ない高齢者の方の参加につなげることは困難であったと感じており、協力を感謝しています。
- 地域包括支援センター連絡会への参加のきっかけは、今年度、高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止の庁内の連携会議を立ち上げたことによります。庁内の連携強化により情報共有や啓発事業実施の効率化などを図ることができました。
- 地域包括支援センターへの訪問の時間は30分と定め、事前に話す内容を整理し周知しておくことで、短時間でも充実した意見交換ができました。効率よく回るため訪問日程・順番の調整には苦勞しました。

## 出前寄席の様子



## 取組の成果

- 高齢者や、見守り関係者への教育・啓発の効果に加え、事業を通じて地域包括支援センターと消費者生活センターの相互理解が深まり、消費生活相談につながった。



- 消費者生活センターから地域包括支援センターへの新たな情報提供を実施  
地域で発行する情報誌等に消費者被害防止に係る記事を掲載

取組の  
ポイント！

- 消費者生活センター職員が、区内の地域包括支援センターを訪ね、消費者教育の実施を働きかけた事例です。講座等の実施による啓発効果に加え、この取組をきっかけとして、高齢者見守り活動の中心である地域包括支援センターとの連携強化につなげています。
- 東京都の消費者教育事業である出前寄席などを活用することにより、内容や時期、回数にバリエーションを持たせています。消費者教育は、事業者団体なども積極的に実施しており、出前講座や出前寄席と併せて活用することで、様々なニーズに対応することも可能です。(「資料編」55ページ参照)